

第2回東京都ひとり親家庭自立支援計画
(第5期) 検討委員会

令和6年8月20日(火)
都庁第一本庁舎42階特別会議室C

午前 9 時 59 分開会

○岡本課長 それでは、お待たせいたしました。定刻よりまだ少し早いのですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第 2 回「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）検討委員会」を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

私、本委員会の事務局を務めます福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の岡本でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。本日、次第に記載のとおり、議事用の資料が資料 1 から資料 8 まで、そのほか参考資料の 1 と、あとは「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 4 期）」の冊子を置かせていただいております。資料の不足がございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、委員の御紹介なのですが、資料 2 の委員名簿を御覧いただきまして、まず前回御欠席で御紹介できませんでした千代田区の子ども部子育て推進課長の小阿瀬委員に本日は御出席いただいております。

○小阿瀬委員 小阿瀬です。よろしくお願いいたします。

○岡本課長 次に、第 1 回の検討委員会の開催後に新たに就任された委員を御紹介いたします。

森委員に代わりまして、東京労働局職業安定部職業安定課長の水野委員でございます。

○水野委員 東京労働局の水野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本課長 なお、本日は小川委員と吉川委員より、所用のため御欠席との御連絡をいただいております。小川委員の代理として住宅政策本部住宅企画部企画経理課企画総括担当の北山統括課長代理にウェブで御参加をいただいております。

また、後ほど御説明いたしますが、本日、母子・父子福祉団体のヒアリングが予定されておりますので、団体から皆様に御参加をいただいているところでございます。

本委員会ですけれども、公開となっておりますので、後日、議事録が東京都のホームページに掲載されますので御了承いただければと思います。

また、御発言に際しましてはマイクの担当がマイクをお持ちしますので、挙手で合図いただければと思います。

また、ウェブ参加の方もいらっしゃいますので、御発言の際はお名前もお願いいたします。

それでは、この後の進行は森田委員長にお願いします。

森田委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○森田委員長 皆さん、おはようございます。暑い中を本当に御苦労さまです。

それでは、議題に従って進めさせていただきたいと思います。本日の議題は3点ございます。今日はゲストの方もいらっしゃいますので、しっかり時間を守りながら進めていきたいと思います。

まず議題の1ですが、「母子・父子福祉団体ヒアリング」です。計画策定に当たり、参考とさせていただくために、当事者の方を中心に構成されている母子・父子福祉団体からお話を伺いたいと思います。

それでは、事務局からヒアリングの進め方などの説明をお願いしたいと思います。

○岡本課長 それでは、資料の3を御覧ください。

「母子・父子福祉団体ヒアリングについて」という資料を御用意しております。

母子・父子福祉団体とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定められていますひとり親や寡婦の福祉のために活動する法人で、役員の過半数が当事者の方で構成されておられる団体を指しております。都道府県がひとり親家庭の自立促進計画を策定するときは、あらかじめ母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされております。

本日は、2つの団体をお呼びいたしましてヒアリングさせていただきます。各団体15分お話しいただいた後、委員の皆様からの御質問の時間を5分取らせていただき、2つの団体のヒアリングが終了しましたら団体の皆様も交えて意見交換の時間を設けさせていただきます。

主なヒアリング内容としては、資料にお示しの項目で、当事者団体としてのお立場から会員の状況ですとか必要な支援、支援されている立場として支援の内容ですとか今後の取組、また両団体とも東京都ひとり親家庭支援センターの運営業務を受託していただいておりますので、その受託業務の中で利用者の状況ですとか工夫している点などをお話しいただく予定になっております。

本日御参加の団体様は2団体あり、資料に記載をしております。御出席いただいている方もこちらの名簿のとおりでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

それでは、まず東京都ひとり親家庭福祉協議会ということで、2つの団体が今日いらしてくださいっています。

初めに、ひとり親家庭福祉協議会の方から御発言をいただきたいと思っています。資料が用意されていますね。この資料に基づいてということになりますか。

○岡本課長 皆様のお手元にお配りしている資料と同じものを画面に共有しておりますので、画面を御覧いただいても結構ですし、ちょっと画面が見づらいお席の方はお手元の配付資料を御覧いただいても同じ内容でございます、

○森田委員長 そうすると、オンラインで参加の委員の方も御覧になれるということですね。

○岡本課長 オンラインの方は、こちらの画面共有の資料で御覧いただければと思います。

○森田委員長 分かりました。

それでは、よろしく願いいたします。

○小林様（東京都ひとり親家庭福祉協議会） ひとり親家庭福祉協議会の事務局長をしております小林でございます。本日は、発言の機会をおつくりいただきましてありがとうございます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

資料4-1を御覧いただければと思います。

東京都ひとり親家庭自立支援計画の検討委員会のヒアリングの資料ということで作成させていただきました。今お話がありましたように、画面のほうにも出てございますので御覧ください。

最初に、組織について私のほうからお話をさせていただきます。

私どもの組織は、昭和24年に東京都未亡人同盟という名前で自立更生を図る当事者団体としてスタートをしております。当然、この当時ですから未亡人という名前が示しているとおおり、旦那さんが亡くなった女性の方という対象者を想定して組織をつくってきたわけですけれども、その後、母子福祉連合会、あるいはひとり親家庭福祉協議会というように名前が変わってきてございます。この名前の変遷は、私どもの団体が対象としているニーズが必ずしも死別に限らなくなった。むしろ離婚で起こってくる問題をどうしていくのかということが中心になっていった。そういう課題の変遷に伴って名称も変わってきております。御紹介にありましたように、母子父子寡婦福祉団体という位置づけになってございます。

構成としては、協議会は理事の過半数は当事者でございますけれども、協議会そのものに直接登録している会員としては東京ムーヴ会員というものがございます。これは、20歳未満のお子さんがいらっしゃる母子父子家庭を対象にしてございますので、寡婦は基本的には含まれていないという対象になります。

その直接会員が1,300名、そのほかに傘下に各地域にあります16の地区会が帰属してございます。こちらのほうには、母子も父子も寡婦も含まれているということになります。

母子が中心になっている東京ムーヴ会員は増加傾向にありますけれども、地区会はそれぞれの成立のプロセスに従って性格が多少異なっております。千代田区だとか福生市などの会は寡婦が中心の会となっており、練馬区、多摩市のほうの会は母子父子が中心の会員となっております。

会員の状況は地区会によってこのように異なっているわけですが、とりわけ寡婦中心の地区会が高齢化が進んでございまして減少傾向にあるということになります。一方、東京ムーヴ会員は増加をし続けているという状況でございます。

次のページを御覧ください。

支援内容と、支援を行う上での課題でございます。いろいろ支援内容はありますが、ここには3つ課題を示してございます。

1つが、体験格差対策でございます。これは年中行事、例えば七五三であるとか、節分であるとかという年中行事を対象にして行うイベントでございますし、もう一つは自然体験でございます。これは、自然に触れ合って経験を積んでいこうというイベントでございますけれども、このようなイベントをすることによって子供の生活力の育成につながるという考え方から行っているところでございます。おおむね月に1回のペースで行っておりまして、ここに掲げてあります10事業が今、行っているイベント事業ということになります。

これらにつきましては、非常にたくさんの人数が応募してまいります。申込み人数を見ていただきますと、一番右側にあります実際に参加した人数と比べると大変多くの方が申し込んでおります。これは枠が限られているということで、残念ながらお申込みはいただきませんでしたけれども参加できなかったということでございます。

限られた予算の中で運営しておりますので、多数のニーズにはなかなか応え切れないということでございますけれども、こういうイベント事業は行政が直接やるというのはなかなか難しいものだと思いますので、私どもの使命ということでやっております。

次のページを御覧ください。

<支援する立場として>の次の項目ですけれども、同様に企業の社会貢献活動、これを捉えて企業と一緒に施策を行っていく。企業はお金は出せるけれどもノウハウはないということになりますので、ノウハウの部分については私どもが担いながら一緒に仕事をしていくということで、奨学金関係の仕事4事業、それから各事業者が持っているイベントを母子父子家庭につないでいくという招待イベントの事業、ここら辺をやっているところでございますが、やればやるほど母子父子家庭の皆さんにいろいろな体験をしていただけるということで、必要なものということで私どもはやっておりますけれども、実際にはやはり事業が増えてくると業務負担が大変大きくなってくる。特に収入があるわけではありませぬので、そこら辺は私どもの役割ということで認識してやっているところでございます。

相談支援活動につきましては、この後、支援センターのお話をさせていただきますけれども、支援センターは東京都から委託料をいただいて運営しているところですが、私ども法人独自で当然相談もやっているというところでございます。

しかし、こちらにつきましてはほかの業務と合わせて事務局には3人しか職員がおりません。私を含めて4人しかおりませんから、これらのイベント事業をやりながら相談もやっていくということはなかなか継続的な相談が厳しいというところでございます。地区会自身も相談機能を持っているわけですがけれども、高齢化が進んだ地区会についてはなかなか難しいという状況になりつつあるというところでございます。

○鈴木様（東京都ひとり親家庭福祉協議会） 私、東京都ひとり親家庭福祉協議会主任相談員の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、今後取り組みたいと考えていることについて私のほうからお話をさせてい

たきます。

協議会の本体で既に実施している事業で、一層の拡充を図っていきたいと思っているものは4つございます。

1つはイベントの拡充です。少額ながら参加費をいただいている関係で、より困窮度の高い方にとっては応募しにくかったり、そもそもそのような層には届いていないという可能性があります。そのような方にも御参加いただけるようないろいろな方策を考えていきたいと思っております。

2つ目はFP相談、ファイナンシャル・プランニング相談の拡充です。具体的には、キャッシュフロー表作成を通じたライフキャリア支援を相談事業として実施しております。

親に対しては、平均余命までのキャッシュフロー表を作成することで年金受給期まで俯瞰でき、各種手当や給付型奨学金、都営住宅の家賃の抑制に伴う働き控えの防止効果があると考えております。

また、子に対しては、より早期に人生設計をイメージすることで進学や就職への動機づけが高まることを期待しております。

3つ目が、資格取得プロジェクトの継続と一部拡充です。このプロジェクトは相談員との事前相談の上で進学や就職に有利な資格を選定して受験していただき、合格した場合にその受験料を支払うという内容になっております。

拡充したい内容としては、FPの資格を取得することの一層の奨励です。具体的には、例えば親と高校生以上の子がFP資格を就職した際に、受験料に加えて継続学習奨励金といったような名目でギフトカード等を支給し、自ら必要な情報にアクセスできる素地をつくっていきたいと思っております。

そして、将来的には例えばFP2級以上取ったひとり親の子が一定数以上になった場合はFP登録ボランティア制度を設けてホームページ等で周知し、ひとり親の子の希望にピア相談みたいな形の仕組みが構築できたらいいなと考えております。

4つ目は、現在でも行っておりますが、学生ボランティアや学生の調査依頼の積極的な受入れをしていきたいと思っております。

また、新規事業としては、体験格差解消イベント以外にもキャリア教育や金銭教育関連のイベントやセミナーなど、内発的動機づけを意識した取組を今後も増やしていきたいと考えております。

次に関係機関との連携なのですが、特に社会貢献を積極的に行っていらっしゃる企業、団体様と連携していきたいと思っております。企業様が求めることは情報提供や周知の協力ですので、ひとり親の方の豊かな生活につなげるために互いに運営協力していく体制を構築したいと思っております。また、自治体とも連携し、事業内容の周知協力をお願いしていきたいと思っております。

次に、＜当事者団体として＞、会員の状況というところです。先ほど小林のほうから1,300世帯程度ということですが、このところ非常に伸びが大きくなっておりまして、1年間で

新規加入が300名程度となっております。圧倒的に小学生のお子さんを持つ母子が多く、父子は約3%です。経済状況は様々で、情報収集能力が高く、活動的な方が多いという印象がございます。

続きまして必要な支援ですが、当事者団体として当事者から上がる声をもとに、必要だと思う支援を5つ挙げさせていただきたいと思います。これらは全てひとり親が小さいお子さんを育てながら働く上で切実に必要なものだと考えております。

まずは、病児・病後児保育の拠点の拡充です。

2つ目は、夜間訪問診療についてです。2024年の診療報酬改定で、かかりつけ医以外の往診料の加算が大幅減算された関係で、それに伴う医療機関の撤退や自己負担料の増加など、その影響が懸念されます。未就学児を含む小学校低学年以下のきょうだいがいて、子供を一人家に残し、夜間緊急外来に行けないひとり親のお子様やお母様を対象とする夜間在宅診療需要の対応の検討が必要だと考えております。

3つ目は、ひとり親ホームヘルプサービスの内容の拡充です。例えば、病院や学習支援拠点への送迎、特に配慮が必要な子に対する知識やスキルのある方の同行援護などがあると助かるという声をよく聞いております。

4つ目は、なかなかハードルが高い母子生活支援施設の入所のハードルを少し低くしていただけて有効活用していただければという願いがございます。

最後に、リモートワークのさらなる普及についてです。一人で働いているとお子さんの体調変化に過敏になり、それがお子さんの精神状態に影響してしまうという声を聞くことがあります。子供の急な体調不良でも、リモートワークであれば仕事を休まずに済む場合があり、親子の精神の安定につながると切に思います。

そこで、一般的にリモートワークの普及率が低いと思われる財政的に余裕のない零細企業、中小企業でもリモートワークを導入できるよう、IT環境整備のために補助金の助成率が現在は3分の2で3分の1が自己負担になっているかと思いますが、それを改善するなど、方策の検討をいただければ幸いと考えております。

以上です。

○佐野様（はあと多摩） 東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩の主任相談員の佐野と申します。よろしく申し上げます。

はあと多摩の状況について御説明いたします。

まず利用者の状況ということですがけれども、男性の相談が増えています。あとは、離婚前後の生活の相談から資格取得、その後の就職活動というつながりでの御相談が増えていて、特に若年層での長期利用者が増えている印象です。

離婚前の最近の相談の傾向としてですがけれども、離婚原因が多様化、深刻化していると感じています。借金、依存症、不貞、虐待、精神疾患などの離婚理由が増えています。

事業内容のうち効果的だと思われるものは、内容の複雑化に伴い、やはり専門相談は効果的だと思っています。

次に、グループ相談会です。同じ立場で話し合うことでカタルシス効果を得られ、参加者が元気になっていく印象です。そして、グループ相談会ではあと多摩に来ていただいて、そこから生活相談や就業相談につながっていくという流れで相談者増に貢献しております。

あとは、日曜祝日の開所は、休日でないといくつり相談できないという方が一定数いらっしゃいますので、その方たちに大変ありがたいと好評です。

効果が薄いと思っているものとしては、夜間開所です。やはりお子さんのいらっしゃる方には夜間の相談は現実的ではなく、メールや電話での相談でカバーできるのではないかと考えております。

運営に当たり工夫している点は、情報共有です。あとは、私どもの支援内容に該当しないため、他の相談機関を御案内する場合には、たらい回しにされたという感覚を与えないように気をつけております。

追加で実施したほうが良いと考える支援は、まず離婚回避のための支援です。離婚の相談を受ける中で離婚を思いとどまった、家族の再構築を図れたという御報告をいただいています。離婚をしないほうが、本人にとってもお子さんたちにとっても幸せであろうケースはございますので、そのような家庭に対して家族カウンセリング、家族療法、コミュニケーション講座などの支援があれば良いと考えております。

お時間になりましたので、あとは資料を御覧いただければと思います。ありがとうございました。

○森田委員長 ありがとうございました。

それでは、御質問を本当は受けたいのですが、時間がもう過ぎておりまして、後で多少時間がまとめたあつたらそこで質疑応答みたいな形で進めたいと思いますので、続いて次の団体に移りたいと思います。しんぐるまざあず・ふおーらむ、お願いいたします。

○赤石様（しんぐるまざあず・ふおーらむ） 当事者支援団体として特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふおーらむで理事長をしております赤石でございます。お話をさせていただきます。このような機会を与えてくださり、ありがとうございます。

私どもの資料はこちらでございますが、どうぞよろしく申し上げます。

では、ページをめくっていただきまして、私どもの団体の特徴でございます。

ビジョンとしては、「シングルマザーと子どもたちが生き生き暮らせる社会を実現する」ということを掲げて活動してまいりました。

ただ、その下にありますように、現在シングルファザーの方の御支援も増えてまいりましたので、ここの改訂を予定しているところでございます。

当事者中心の支援団体として、当事者が相談支援の資格を得たり、社会福祉やキャリアコンサルタントなどの資格を得たり、またそれ以外の方もいらっしゃって専門性を取得して支援に当たっております。

今、会員数はメールマガジンの会員が1万1000人を超えております。うち東京都内に3,200の方がいらっしゃるという状況でございます。

1980年より活動しており、2002年にNPO法人化して今、職員数は全体で常勤が16名となっております。

3 ページになります。

定款に沿いまして就労支援事業、相談事業、生活支援事業、情報発信調査政策提言事業、他団体の支援事業の5つの柱で私ども活動しております。

企業と連携しました就労支援プログラム、それからもちろんこの中にはあとの運営も含まれております。

また、生活支援事業のところは予算規模は大きいのですが、食料支援、ほっとあんしん便を寄付によって自主運営しております。また、新入学のお祝い金ですが、新入学のときに制服代等がかかって非常に苦しい生活になりますので、こちらにも力を入れております。

では、4 ページにいきます。めくってください。

会員の状況でございますが、2020年、コロナで一斉休校になってから相談が激増し、食料支援、明日の食べるものがないので一家心中しかないでしょうかというような御相談が急増、激増いたしました。それに対応して、それに押されるように食料支援の大量配布というものをやり始めましたので、今は1万1000人を超える会員になっております。本当にありがたいことに御寄付も増えたので、今も隔月で3,200世帯に食料支援をお送りしており、物流センターからパッケージをお送りしているところでございます。

それとともに、コロナ期のひとり親家庭の調査を継続して行い、非常に大変な方たちが増えているということを実感してこの事業を継続しております。

また、4 ページの右の下のところの情報発信事業にも力を入れておりまして、赤い羽根福祉基金の支援をいただいて子育てシングルの応援サイト、イーヨというイラストつきの親しみやすいサイトをつくり、こちらはシングルマザー、ひとり親相談などでGoogle検索1位になっております。たくさんの方に見えていただいております。

また、教育費のことが非常に心配な方が多いので、教育費のサポートブックを5,000冊無料配布しております。こちらも御寄付によってやっております。そのほか、ほっと通信などの情報発信にも力を入れております。

6 ページ目が先でよろしいでしょうか。生活困窮の状況を御報告したいので、6 ページ目を先にお伝えしたいと思います。

今年の7月22日、それから28日までに夏の生活就労調査、いわゆる夏の酷暑調査というものをいたしました。それで、2,100人が答えてくださったのですけれども、7月の就労収入が15万円以下の方々がたくさんいらして、1か月の世帯の食費が2万円から3万円の方が一番多く、そして昨日食事は何食食べましたとかという質問に対して、2食ですと答えた方が3割以上いらして、1食と答えている方も2%程度いらしたという非常に深刻な状況が今も物価高の中で続いております。おかゆにしてかさ増ししたり、もやしだけ食べているとか、お母さんは1食浮かせているとか、半額の商品しか買えない、お米を買えない

という方もたくさんいらっしゃる、夏休みはどこかに連れて行く予定がありますかと聞いたところ、右上の円グラフですが、遊びに行く予定はないと答えた方が47.9%、体験格差ということが先ほどもありましたが、暑い中、エアコンもかけられず、1食減らして子供がお布団の上で寝ているような状況であるということをごきちんとお伝えせねばならないと思っております。

では、5ページ目に戻っていただきたいと思います。

私ども就労支援事業を10年やってきておりますけれども、例えばたくさんの方を支援させていただいた2022年の就業推進事業の報告の中でも申し上げましたが、就労困難要因が非常に重複している方が多かったということをございます。親の介護、DV被害後のメンタルな問題、本人の障害、本人の御病氣、子供の不登校、これは大変増えております。また、子供の病氣、そしてコロナの影響、こういったことが重複して就労困難要因があるということをございます。

こういう方たちが何を望んでいるかということですが、安心して働けるとか、融通のつく仕事をしたいとか、そういった希望、それからリモートワークは先ほども触れられておりましたがございます。こういう方たちの支援というのは、まずエンパワーメントが必要で、スキル支援の前にエンパワーメントが起こらないと、その方自身の自己尊重感がなければ次に進めないと思っておりますので、一部対面講座が必要かと思っております。

ちょっときつい言い方になりますが、オンラインでのひとり親講座というのも違う部局でおやりになっていらっしゃるようですが、やはり少しは対面を入れたほうが効果は高いのではないかと思っております。

また、子育てと両立の効く仕事の開拓というものが非常に必要ですし、50代の方が介護以外の道があるのかということをごきちんと探らないといけないと思っております。

では、7ページにいきます。

「ひとり親への支援」ということで、「団体活動からみた必要な支援」というものをまとめさせていただきました。

生活支援としては、ホームヘルプサービス事業やファミリーサポート事業の拡充というものが仕事と子育ての両立支援にととても大事かと思っております。一時的な支援しか許容しない自治体もおありのようですので、ここは継続的に御支援があると大変助かるということごです。

それから、大変おこがましいお願いではありますが、2000年くらいから児童育成手当が全く上がっていないで20年を過ぎております。先ほども言ったように、コロナで困窮するひとり親への現金給付として児童育成手当を2万円くらいにお引き上げいただけたら大変ありがたいと思っております。

また、夏休みなどの低所得世帯への子供の給食やミールクーポンといった施策も必要かと思っております。

そのほか、民法が改正されましたので、法律相談の量的な拡大、法律扶助の拡充、養育

費の立替払い制度の導入が望まれます。

明石市に次ぎまして、さいたま市でも養育費の立替払いの導入が行われております。ぜひ東京都が先鞭を切ってここをやっていただきたいと思います。たくさんあるので、あとは資料を読んでいただければと思います。

はあとの事業のほうをお伝えしたいと思います。私ども団体でもこのようにたくさん事業をやっておりますが、東京都ひとり親家庭支援センターはあとの23区部分を受託しており、飯田橋で事業を行っております。そこが相互作用としていい効果を生んでいるのかなと思っております。

10ページをお願いいたします。

生活相談はここに書いているように、生活相談一般、そして養育費の一般相談、また専門相談を受けております。それで、親子交流相談もたくさんあるのですが、親子交流自体は今このように実施20家族となっております。

続いて、「生活相談の留意点」について11ページでございます。

生活相談の支援員は皆さん有資格者で、相談内容についてじっくり時間をかけてお聞きするようにしております。それで、皆さん混乱している方も多いので、そういう方たちと一緒に状況を整理し、先が見通せるような手助けをしていると同時に、専門相談へつないだり就労相談へつないだり、この事業の中で総合的に御相談をしています。

12ページ、就労支援の部分でございます。

こちらは、東京しごとセンターの7階で事業を行っております。

また、ライフプランセミナーや就業支援講習会も非常に人気でたくさんの方に受講していただいています。引き続き事務職の希望が多く、また在宅勤務のお仕事の問合せが増えてきている現状でございます。

とはいえ、なかなか在宅のお仕事の求人というのはそれほど多くない。また、在宅でお仕事をしてきちんとコミュニケーションが取れるというのは、かなりコミュニケーション力も必要なかなと思っております。また、アドビの動画や画像処理の講座が大変人気で、こちらは外部の学校と連携して行っておりますが、非常に倍率が高く、たくさんの方が応募してくださっております。

13ページ、「就労相談の留意点」でございますけれども、経済的にも気持ちの面でも大変な方たちが安定したお仕事を求めているらしいので、希望をじっくり聞きながら対処しております。

14ページ、「はあとライン相談」についてはラインの相談を行っているということで御覧いただければと思います。

時間になりましたので、あとの留意点などにつきましては御覧いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

今、2つの団体からの御報告がありました。まず10分くらい質問を受けて、その後、意見交換するみたいな形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。2つの団体、東京都ひとり親家庭福祉協議会としんぐるまざあず・ふおーらむですが、この点についてよく分からなかったということ、あるいは少し補強してほしいというようなことなどありましたらどうぞ。

御質問はないですか。

どうぞ。

○泉谷副委員長 御発表ありがとうございました。泉谷です。

どちらの団体にもお伺いしたいのですが、生活支援の相談が多分増えている、ホームヘルプサービスの拡充をというお話がどちらの団体からもあったかと思います。ホームヘルプサービスは多分市区町村のほうから派遣されてくるものかと思うのですが、相談者から生活相談があった場合、市区町村へのつなぎというのは皆さんどういうふうになさっているのか教えていただけますでしょうか。多分、自治体によってホームヘルプサービスの展開の仕方が若干違うと思うのですが、いかがでしょうか。

○森田委員長 2つの団体への質問ということです。要するに、東京都の事業として受けていらっしゃるわけですから、基礎自治体のほうに事業をどのような形で展開されているかというようなことを当然つなげなければいけないわけなので、人をつなぐのか、事業をやっている、例えば自治体とか、そういったところとつないでいるのか、どういう形でホームヘルプサービスなどの場合だとつないでいるんですかということだと思っておりますが、そうですね。

○泉谷副委員長 はい。

○森田委員長 いいですか。例えば多摩のほうと、それから23区のほうと両方お聞かせください。

○佐野様（はあと多摩） はあと多摩の利用者の方には、生活でこんな困難があってという場合には、ホームヘルプサービスがあるので市区町村でぜひ相談してみてくださいというようにお声がけをしているという状況です。

○森田委員長 ということは、言葉としてそこはつないでいるけれども、具体的なつなぎということをやっているわけではないということですね。

○佐野様（はあと多摩） そうです。

○森田委員長 しんぐるまざあず・ふおーらむのほうはどうですか。

○赤石様（しんぐるまざあず・ふおーらむ） 基本的にひとり親家庭支援センター事業ではそこまで各自自治体に状況を御説明してつなぎということをやっておられませんので、御案内ということになるかと思っております。

ただ、その後いろいろな申込みをしても利用に至らなかった、あるいはその支援員さんが見つからなかった、こういったお声はどうしても来るので、ここで拡充の要望をさせていただきますということになります。

○森田委員長 よろしいですか。

○泉谷副委員長 ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、横井さん。

○横井委員 横井です。

協議会さんに2点、今後の課題というところから出ていたのですが、病児・病後児保育というのは非常に大事な部分ですが、現状どんな形でしているのかということと、それからうちの団体にも関係するのですが、母子生活支援施設のハードルを高くしないというのは私たちもすごく希望しているのですが、その辺りで現状はどういうことが起こっているのかということをお話させていただければと思います。

○鈴木様（東京都ひとり親家庭福祉協議会） こちらについては、必要な支援ということでいろいろなお母様からの声が上がったことをベースに書かせていただいているわけなのですが、やはり病児・病後児保育につきましては、現在都内には189か所だと思われていますが、実際にその拠点が少ないということもあり、遠いということもあるかと思うのですが、予約を事前にしたり、当日にしたりしようとしても全く予約が取れなくて非常に病気のときに困るという声をよく伺っております。そういう現状を把握しているために書かせていただきました。

母子入所生活施設に関しましては、相談の中でそういう施設がある、そういう選択肢があるというのは知らない方がもともと多い。それで、知っていて御相談しても、なかなかそこに入るまでにはいろいろな検討会が必要だという話もちょっと聞いたりして、例えば経済困窮で借金が積み重なっているような状況でも簡単には入れない。DVだから入れるかというところでもないというように、いろいろな複雑な状況で入所の可否が判断されているという状況を推察しておりますので、もう少しハードルが低くて入れることができるのであれば助かる方も多いのではないかと思います。

○森田委員長 すみません。今のお話の中で、ハードルが高いというふうな形で書かれていて、恐らく後の御報告で母子生活支援施設の入所率は低いという話があって、ニーズが高いにもかかわらず入所率が低い。そここのところのミスマッチはなぜ起きるのか。

多分これは次の議論になってくると思うのですが、実際として今おっしゃっていたハードルが高い。つまり、入れないというような御相談というものが具体的にはあるということなんでしょうか。それとも、想定されるという想像の域なんでしょうか。それは、具体的にはこちらの23区のほうと例えば多摩地区と少し違いがあるのか。その辺のところをもし語れば、次の議論のところに関わってくると思うのでお話しいただければと思います。

○佐野様（はあと多摩） ハードルという言葉が適切かどうかということもあると思うのですが、例えばこちらの自治体ではこういう状況の方が母子支援施設に入れているというような話を私たち生活相談とか就労相談の中で聞くのですが、同じような状況だと私たちが感じていて、御本人がそういうものがあつたら入りたいという御希望を持って

たとしても入っていない自治体さんがあるなというふうには感じています。

ただ、統計を取ったわけでももちろんないので、私たちの現場での感触です。

○森田委員長 今、協議会さんの5ページの必要な支援のところに「ハードルを今より低くし」と書かれていますので、今御質問が出てきているというふうに思いますけれども、しんぐるまざあず・ふぉーらむのほうは23区ではそういったものはありますか。

○赤石様（しんぐるまざあず・ふぉーらむ） ありがとうございます。

はあとの相談の中で、母子生活支援施設に入れたらいいというようなことは今お聞きしてはいないのですけれども、団体のほうの相談事業の中ではやはり離婚前後の混乱期にある方に母子生活支援施設をお勧めできたらいいいことは思っております。

私の体験で申し訳ないのですが、10年くらい前に母子生活支援施設の実習に参ったことがございます。感想といたしましては非常にありがたいなと思えました。地域で家賃を払ってパートタイムで働いている方たちの状況との差というのは大きいと思えました。ですので、地域生活に移るときのハードルも高いと思うのですが、この差にかなりギャップがあると感じております。

ただ、母子生活支援施設というネーミングも含めて、一番困難な方が入りたいとおっしゃるかどうかということももう一つの問題なので、お勧めしたときにちょっと二の足を踏むような方もいらっしゃるのかなとは思っております。ですので、このイメージというのも大事なのかなと思っております。

以上です。

○森田委員長 少し意見交換に入ってきているような気がするのですが、私のほうから1つお尋ねしたいことがあります。

これは2つとも実は各地域、大きな東京の23区と、それからそれ以外の多摩地区というところで、具体的には23区の在宅の母子の方を中心とした事業がひとり親という形で今、具体的な支援をされている。それで、多摩地域で今、始まってもう一つ行われているわけですが、ここと先ほどちょうど協議会のほうの報告の4ページのところに「地区会は高齢化により相談機能が低下傾向」ということが書かれています。つまり、寡婦の方が多い地域が出てきているということで、当事者としての相談ということがなかなかできないということがここに書かれているのだらうと思うのです。

そうすると、例えばイベント拡充だとか、あるいは様々な相談とかというときに、自治体とのつなぎ役みたいなことというのはどこまで大きな広い範囲を、そしてたくさんの人たちをカバーしている事業というものが、あるいは当事者団体として各地域の中で暮らしている方たちとつなぐ役割として、何ができて何ができていないのかという辺りのところですね。

特に、私は基礎自治体の計画などをいろいろ検討する立ち位置にあるのですが、基礎自治体はたくさんの子供たちの夏の体験活動をやっているわけで、それとどうしてこのひとり親の事業、あるいは体験活動が繋がらないのか。あるいは、今日は教育委員会は来て

いらっしゃらないわけですが、社会教育とどうしてつながらないのかなということが素朴な疑問なんです。

これほどイベント希望というのが増えてきているんだとすれば、これは方法論が間違っているのか、あるいは具体的に支援の仕組みが何か不足しているのか。

この辺は多分、次の議論にもつながってくることだと思うのですが、この相談機能の低下というところと基礎自治体のつながりがどうなっているのか。この辺りをお話しいただいて次の意見交換というところに入りたいと思いますので、少しお話しただけませんか。両方の団体からお願いいたします。

○小林様（東京都ひとり親家庭福祉協議会）　ここで相談機能の低下と申し上げていますが、地区会はいろいろな役員が動かしながら地域の人の相談に答えたり、あるいは地区会自身がイベントを行ったり、そういう試みを行っているわけですが、地区会の役員さんにも高齢化が進んでいるところがあります。役員さんの高齢化が進んでいるところはなかなか独自の組織だけで展開することは難しくなってきたことを書いてだけで、やっていないというわけではありません。

また、地域との関係で言えば、地区会はそれぞれの区市町村と当然連携をしておりますし、とりわけそれぞれの地域の社協と結びついて仕事しておりますので、その中で各地域がこういう取組をしていくという選択をしているという状況だと思います。

ただ、現実問題として寡婦中心で運営している会については、母子の方がなかなか入らないということで役員の高齢化が進んでいる。役員もそれだけ動きづらいということがあって、そういう意味では全都をカバーしている協議会の事業を展開せざるを得ないわけですが、やはり全都対象では相当の負担と経費がかかりますので、それを賄うだけの民間資金の獲得ということがまだ十分できていないということだろうと思います。

○鈴木様（東京都ひとり親家庭福祉協議会）　補足させていただきますと、私どもの団体の会員は地区会に入っていない方が非常に多い。例えばムーヴ会員に登録をするときに地区会の加入状況というのを聞いているのですが、ほとんどの方が入っていないで、なかなか活動が活発ではない寡婦中心の地区会に住んでいらっしゃる方は、結構私ども東京のムーヴ会員のほうに入会いただいて参加していただいているという感じです。

私どもだけでイベントを行うには数が限られてくるのですが、非常にいろいろな企業様からひとり親の方を対象としたイベント、あるいは自治体の方が主催されているイベント、様々なものがございますので、メール配信でいろいろなイベントの紹介をして、割と気軽に参加されているような印象を受けます。

それで、ムーヴ会員の方は先ほど申したように非常に活発な方が多い印象がありまして、お話を聞いている限りですと、私どものイベントだけではなく、毎週のようにあちらのイベント、こちらのイベントというふうに情報をうまく使って参加されています。いろいろな層の方がいらっしゃると思うのですが、体験格差と言いながらも本当に充実されたプライベートを過ごしていらっしゃるひとり親の方も大変多いのではないかと印象を受け

ております。

○森田委員長 しんぐるまざあず・ふぉーらむのほうは、いかがですか。

○赤石様（しんぐるまざあず・ふぉーらむ） ありがとうございます。

まず森田委員長がおっしゃった自治体でのいろいろな子供のイベントというのは、はあとのメールマガジンを御覧いただければ分かるのですけれども、特に情報が流れるシステムになっておりませんので、それを御案内するというのは残念ながらしていません。

私どもの団体でもたくさんのイベントをしております、野外イベントをやる団体と共催の形で毎月やっておりますが、その倍率はとても大きいです。多分8倍とか10倍になるものもあります。今日もコンサートの御招待をしていますけれども、5、6倍であったかと思えますし、大きい子対象のホテルでのお食事招待というのは10倍になっておりました。

ですので、なぜ参加できないのかというお話でございますけれども、1つは費用的な問題だろうと思います。交通費とか費用が払えないということで、ある程度割引的なものもあると思っておりますけれども、あとは体験格差の調査によりますと、そういったことに積極的な親は参加する。

一方で、そういう体験のよさを実感していない親の場合には行動変容が起こっていないのでどこにも行かないというような格差になっているという調査もあるので、やはり一回参加してよかったという体験をしていただく、あるいはひとり親以外の方が集まっているところにはなかなか行きづらいとか、そういったところももう少しヒアリングなどをして分かったら、お子さんたちに届くのかなと思いました。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

今、少し意見交換に入っておりますけれども、あと本当にわずかなのですが、何かここで少し意見交換をしたいというようなことがさらにありましたら、ぜひ御発言いただければと思います。特に今日は2つの自治体から来ていただいておりますので、今のお話の中で東京都の事業と、それから各地区会、あるいは地域で活動している人たち、そして地域で生活している子供たち等と具体的な各基礎自治体などの活動とどういうふうにつながるか、あるいはつなぐときの課題みたいなものを感じていらっしゃるか、あるいは意義みたいなものを感じていらっしゃるか、ぜひ御発言いただけたらと思いますが、いかがですか。

どうぞ。

○小阿瀬委員 この議題と少し関連しているのかどうかあれなのですが、2点ほど教えていただきたい点がございまして。千代田区役所子育て推進課長の小阿瀬と申します。今日はありがとうございます。

赤石理事長の御報告の1点で経済的支援のお話があったかと思うのですが、児童育成手当でしょうか。私ども手当を担当しているセクションで、生活困窮セクションではないので専門性から少し外れてしまうかもしれませんが、手当のことで確認させていただきたいと思っています。

東京都さんにもお伺いさせていただければと思っているのですが、児童育成手当は今回、国の手当の児童扶養手当、ひとり親の手当のほうで拡充がこの秋に予定されているということなのですが、同時に児童育成手当のほうの拡充状況はどうか。拡充する予定があるのかどうかということと、この後の議題になるのかもしれませんが、そういった経済的支援のことについて計画の方向性みたいなもの、課題もそうなのでしょうけれども、反映させていくのかどうか。そこら辺の状況というものを、東京都さんのほうになるのかもしれませんが、教えていただきたいと思っていますところでございます。

すみません。少しかけ離れてしまったかもしれません。

○森田委員長 いかがですか。

○木村委員 福生市のこども家庭センターの木村でございます。

今いろいろお話があった中で、やはりこども家庭センターなどでも相談を受けている中でいろいろな方がいらっしやいまして、ここの施設だと行きやすいとか、ここの施設だとトラブルがあったからもう行きたくないとかという方が結構いらっしやいまして、なかなか窓口とか方向性を一本化するというと、また他のサービスに関われなくなってくる方が出てくるのかなというのが実際に実務をやっている印象でございます。

例えばこども家庭センターなどですと、今どちらかという相談員と、あとは母子のほうの保健師がいる事務所という形で、そこで事業をやっているときは相談しやすい体制なのですが、普段は事務所の中に飛び込んでいかなければいけないというところがあるんですね。

そこでいろいろ東京都さんとかも施策を打っていただいている、子育てひろばとか、あとは児童館、学校のスクールソーシャルワーカー、そういういろいろなところでどこか1つだけでもそういう悩みだとか相談をつかまえられるといいなということで、間口を広げているという現場の状況はございます。

以上でございます。

○森田委員長 基礎自治体と、例えば東京都のこういった総合的な支援事業との連携みたいなところはどんな形で意識されているかという御回答でいいかと思うのですが、具体的にされているかどうかということよりは、意識されているかということと、東京都としてなかなか財政的なところの回答というのは今は難しいかもしれませんが、こういった国と連動する経済的支援で、生活困窮ということが相当に日常的に起きる。そしてまた時期的というのでしょうか、夏とか子供たちが在宅しているときの支援について報告もありましたけれども、お話しできる範囲で構いませんので事務局のほうからどういふふうな形でそれを受け止めるかという辺りのことをお話しいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

まず、協議会としんぐるまざあず・ふおーらむのほうからどうぞ。

○佐野様（はあと多摩） 市区町村様との連携ということでよろしいでしょうか。

○森田委員長 はい。

○佐野様（はあと多摩） はあと多摩としましては、各自治体からはあとに相談してきてというようなお話があって、相談に来てくださる方は割といらっしゃいますので、大変ありがたいと思っています。

また、逆にこちらに相談していただいたけれども、結局は市区町村さんが手だてをお持ちなため、市区町村の窓口を御案内するという形ですね。その経過でもし可能であれば、担当者様と直接お話をさせていただいて、御本人様がどうやっていくかというようなことを連携していくという事例はございます。

あとは、市区町村様からの御要望で、ちょうどこの時期なのですけれども、私どもが出張相談という形で出向いたりですとか、セミナーの講師をさせていただいたりということがございまして、そこから直接対面することによって、はあと多摩での相談につながっていくというようなことは実際行っております。

○森田委員長 ありがとうございます。

しんぐるまざあず・ふぉーらむのほうからどうぞ。

○赤石様（しんぐるまざあず・ふぉーらむ） ありがとうございます。

まず配付資料の15ページを少し御覧いただきたいのですが、やはり自治体の窓口でうまく対応していただけなかったような方が、さらにはあとのほうに御相談になるということがございます。コミュニケーションをとることが少し難しい方もいらっしゃるのですが、事業として今、相談員を配置している中でなかなか余裕がなくてそこまでできないのですが、そういう方に同行支援を行うほうが問題解決になるのかなと思うことはあるというのを、相談員から聞いているということをポツの3つ目で書かせていただいております。

それで、私どもとして自治体とのつながりは相談支援員研修会をやらせていただいて、いつもたくさんの方に参加していただいているので、その方たちとのつながりというのはある程度あるかなと思いますし、または東京都さんが暮らし応援ナビというものを3年前かにつくってくださっているのですが、各自治体の状況はかなり明確に見える化されているかと思っておりますので、そこを御案内するということもあります。

それで、団体のほうから少しお伝えしたいことは、やはり現金給付も含めてそれぞれの施策というのは要件がございます。例えば、児童扶養手当は離婚前にはほぼ受けることが難しい制度でございますが、実質的にひとり親になった方たちというのは何か支援がないかということで探される方たちが自治体に行って相談したときに、離婚してからいらっしゃいというような御対応になると、その後、このような方たちが、では役所は結局応援してくれないという印象を持ちがちである。ここをどういうふうに克服するのかというのがすごく大事ななと思っております。

それで、ここは無理だけれども、ここについては応援できるというような相談のスキルというのが必要なのですが、自治体の方たちの側からいうと、事務職の方にそのスキルを要求するのはなかなか難しいなと思っております、そこが悩ましいところです。誠実

にやったださっていると思うのですけれども、それが硬い印象になってしまうというところが、ひとり親の場合にどうしても要件的なことはございますので、あるなというふうに日々感じております。

○森田委員長 どうですか。東京都の育成手当の話は、多少コメント可能でしょうか。

○岡本課長 児童育成手当自体はかなり歴史が古くて、昭和40年代に国の所得保障を補完するという目的で始めていまして、先ほどお話もあったとおり、平成12年以降、金額を上げていないというところはあります。

ひとり親家庭の自立の支援というのは、計画は5期になっていますけれども、就労支援ですとか、手当ですとか、子育て支援ですとか、いろいろなものを総合的に行うという形で実施しているということと、あとは手当の関係では、東京都の場合はもちろん児童育成手当も東京都独自の支援ですけれども、ほかにも018サポートですとか、ひとり親に限らず全ての子供たちにとすることで支援をしておりますので、そういったところも含めて考えると児童育成手当をどうするかというのは、直ちに今言えることではないのですが、ひとり親や子供の貧困対策という意味では、1つの手当だけということではなくていろいろ総合的に考える必要があるのかなというふうに今のところ考えております。

○森田委員長 実はかなり時間が過ぎているので、その次のところにいかなければならないのですが、今、話を伺いながら、もう一つ大きい課題として父子家庭が増えていると、両方の団体の方がおっしゃっていました。

それで、私も1990年代に実は日本とアメリカで父親と子供で暮らすということの実態と支援というものについて調査研究をしたことがあるのですが、同じひとり親であっても共通することとやはり違うことがあって、この辺りについては必要性はもう分かりましたので、一体どこにどういうふうな支援が必要なのか。

とりわけ東京都みたいな非常にたくさんひとり親を擁しているような、暮らしていらっしゃるような地域でいくと、多分、父子家庭支援というのは非常に大きな課題ではないかと思うのですが、今、当事者団体として名前の問題ですね。協議会はもう変えられましたけれども、しんぐるまざあず・ふぉーらむも検討中というお話でしたが、法律自体も変わってきましたけれども、この辺りの問題についてどういうふうにお考えなのかということだけ伺っておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。現在行っていることと、今後の課題について、いかがでしょうか。協議会のほうはいかがですか。

○小林様（東京都ひとり親家庭福祉協議会） 父子家庭の特徴としては、所得については一定の所得を得ている人が多いという意味で、所得対策よりもグループでのコンサルティングであるとか、そういうような方法で社会の中でうまく適合していくように促進していくことが必要なのだろうと思いますけれども、具体的には母子家庭と同じように労働力、これは家庭内労働力といいますか、家庭内で課題を解決していく努力が父子家庭の場合は非常に難しいというところがありますので、古典的な言い方で言えばホームヘルプであるとか、あるいは相談事業であるとかに、なかなか接触をしてこない父子家庭にどう

アプローチしていくのかというのが必要な課題かと思いますが、グループ相談会はやっておりますのでその状況を御報告します。

○佐野様（はあと多摩） はあと多摩では、昨年度から父子家庭の集まりとしてのグループ相談会をやっておりまして、まだ父子家庭自体が少ないので参加者は母子家庭全体の集まりに比べて少ないのですけれども、その中ですごく皆さん和気あいあいとお話をされている姿を目の当たりに見ております。

それで、来年もまた会いたいね、来年もやってねというような感じでの御要望もいただいております、毎年開催できたらいいなと思っているところなのですけれども、先ほど小林から収入の話がありましたが、正社員の方が多いのである程度の所得はキープされているけれども、やはり子育てとの両立の中で転職しようかというような迷いもすごく多いんですね。それは何とか頑張ってお金をかけてでもいいから、育児のほうはお金でシッターさんを雇って、あなたは正社員のこんないい仕事を手放したら次はなかなかないよというようなお話で思いとどまっていたケースが多いです。

それで、思いとどまっていく人の中にも最近、逆差別的に女性の社会進出が叫ばれていて、女性だとシングルマザーで休みを取っても昇進に影響がない。でも、男性はそこで不利になるというような悩みもあって、結局のところ相談センターとしては個別の悩みにどうやって向き合っていくか、そこに寄り添っていくかということが私どもに求められていると思っているのですけれども、行政のお力で何かその辺お知恵があれば父子家庭の方も助かるかなとは考えております。

○森田委員長 しんぐるまぎあず・ふおーらむはいかがですか。

○赤石様（しんぐるまぎあず・ふおーらむ） ありがとうございます。

まず、先ほど御報告した中で、男性の御相談が増えていると申し上げたのは、離婚前後の御相談をお受けしているのです、別居親の方の御相談もあるということをお伝えしておきます。ですから、その方たちがその後、子供を引き取る場合もあるかもしれませんが、基本的にはそういう方たちの御相談も受け止める機関となっております。

父子家庭の御相談も増加しているわけなのですけれども、収入が多くて家事、育児がお悩みというところが多いので、そこを中心に支援が必要だということから、だんだんに収入が下がってきている。統計上もそうですよね。下がってきている状況があって、生活が苦しい方の御相談というのものもあるなと思っております。

それで、東京都内で私はあまりお手伝いしたことがないのですけれども、国では児童扶養手当の現況届の前後にひとり親総合相談ができるようにスキームをつくっていますので、都外の自治体にお手伝いに行くことがございます。明石とか茅ヶ崎とか、武蔵野も行ったので都内も行っていますね。

それで、現況届のときにシングルファザーの方がいらっしゃるわけですが、このときにお声がけして御相談に入っていただくということがありますが、皆さん大体、僕は相談することはないよとおっしゃるのを無理やり相談ブースに行っていたかと、本当にたくさ

んのお悩みを持っていらっしゃるという状況です。

例えば介護も抱えているとか、お子さんの不登校があって子の進路をどうしようと考えようとしているけれども、お父さんのほうが、子供に任せていますというような言葉で処理してしまっているところが多い。そうすると、お子さんもすごく孤立しているのではないかというようなところもあって、やはりもう少し近づいていく何かがないといけないと、一回お話をされると堰を切ったようにお話をされるという状況があるかと思っております。ですので、父子家庭のグループ相談会はとてもいいなと思っております。

それで、私は川崎市の男女共同参画センターのお手伝いをさせていただいたときに、父子家庭の調査をさせていただきました。たくさんの方のインタビューもさせていただいて、今、冊子として『みんなどうしてる?』という冊子を公開しております。父子家庭のお悩みの中にはそういった時間のこともありますし、女の子の子育てで思春期になったときに、下着はどうやって買うんだろう、生理のことはどうやって伝えるんだろうというようなお悩みもございます。そういう悩みを先輩の父子家庭が語っていたものが冊子になってまとまっておりますので、そういったものも参考になるのではないかと思いますし、東京都さんが今後そういったことで父子家庭の事例集みたいなのが出てくると、もっといいのかなと思います。

お仕事のほうでは、飲食店を営んでいる父子家庭の御相談を受けたことがございます。最近ですけれども、その方は死別だったのですね。配偶者が突然死した直後のことでもございました。それで、東京都では24時間保育は新宿区のABC保育園が認可であります。ここしかもうないなと思ったのでここを御案内しました。それで、入園とお引越しの手続までしたところで御親族が支援に入ってくくださるということになって、結局お引越しと入園はされなかったそうですけれども、そういう夜も働いているようなお父さんにとってはここしかないなと思っております。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

すみません。少し時間が過ぎてしまっていますので、団体の方々、本当に今日はありがとうございます。まだ多分いろいろ伺いたいこともあるかと思いますけれども、また質問がありましたらよろしく御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、一旦これで当事者団体2つからのヒアリングということに関しては終わりにさせていただいてよろしいでしょうか、事務局の方。

○岡本課長 はい。

○森田委員長 それでは、そうさせていただきますので、座席の移動をお願いしたいと思っております。

(当事者団体 席移動)

○森田委員長 それでは続いてなのですが、議事の2「母子生活支援施設について」ということで事務局からまず説明を受けた後、委員のお話を受けたらと思っておりますのでお

願いたします。

○岡本課長 それでは、資料の5を御覧いただければと思います。

「都内母子生活支援施設の現状」についてということで御説明をさせていただきます。

母子生活支援施設については資料の1ページにあるとおり、児童福祉法に基づく児童福祉施設で唯一、母子が一緒に入所できる施設となっております。

1ページおめぐりいただきまして、都内には現在32施設がございます。区部に26、市部に6ということで、区部に偏って存在していることとなります。

なお、中核市である八王子市と、児童相談所設置の8区については認可権限が都から移っているような状況ですが、認可権限が都区市、いずれの施設についても入所の決定を行うのは福祉事務所を設置している区市ということになっております。ですので、東京都が利用を決定しているのは町村部分のみとなっております。

時間の都合もありますので駆け足で御説明させていただきますが、先ほども少し話題になったとおり少し入所率が低い状況というのがありまして、暫定定員と言って運用上、定員を下げるような措置を取っている施設が6割となっております。

2ページ目を御覧いただきまして、「入所世帯数の推移」とこちらに示しておりますけれども、特に令和4年の初め、4月1日ですから令和3年度くらいはコロナの関係もありまして入所率は大分下がってございましたが、今は少しずつ戻ってきているというような状況です。

「利用期間の取決め・平均入所期間について」をこちらに記載しているのですが、特に法令上、何か利用期間の制限というのはないのですが、比較的自治体のほうで2年間というふうに設定しているようなところが多い状況になっていまして、この入所の年限が決まっているということで課題が解決しないまま退所するケースもあると聞いております。

ただ、前回計画策定時に確認したときと比較しますと、少しではありますけれども、利用期間を設けないような自治体が増えている状況となっております。

次に、3ページ目を御覧いただければと思います。

母子生活支援施設については先ほど申し上げたとおり、少し施設が偏在しているところなのですが、広域の入所といいまして施設の所在地以外の母子の入所を受け入れている施設というのはかなり増えております。今、32施設中25施設は協定を結んだ施設であったり、どの自治体からも受け入れるといったように所在地以外の母子も受け入れているというような取組がかなり進んでおりまして、平成30年度と比較しますと倍以上の施設が広域入所を受け入れるようになっております。

少し飛ばしまして、次のページを御覧いただければと思いますが、「母子の精神的・身体的な状況について」というのを4ページ目の下に記載をしております。何らかの障害を有しているケースが増加の傾向にありまして、母のうち7%程度が精神障害者保健福祉手帳を持っている。手帳はないけれども精神科を受診しているという方が2割程度ということでかなり増えている状況です。

その次のページを御覧いただきまして、退所理由と課題の解決状況です。先ほども少し申し上げましたが、利用期間が満了して退所する場合の課題未解決割合というのは少し減少しているのですけれども、全体としては一番下の合計のところにあるとおり、退所時点で当初の入所時の解決が未解決のままという方が約半数いらっしゃるというような状況です。

あとは、5ページ目の下のところに「職員の構成について」とあります。職員の平均の勤続年数というのがこの5年の間では1年程度伸びておりますが、ただ、施設によってばらつきはあるというような状況です。後ほど資料でも出てきますけれども、かなり専門的な対応をするような職員の配置は進んでいるというような状況です。

その次で6ページを御覧いただきまして、通常の入所以外の自治体からの委託事業ですね。例えば緊急一時保護であったり、ショートステイやトワイライトステイといったような様々な事業を受託している施設もかなり多くなっておりまして、平成30年度と比較しましても、下に括弧書きで書いてある数字が平成30年度の調査ですので、そこから比べても少しずつ委託事業を受託するような施設が増えているような状況です。

その次のページ以降は、措置費ですとか補助事業の実績を記載しておりますので、詳細な御説明は省きますけれども、専門的な業務を行うような職員の配置ですとか、あとは心理的なケアとか特別な援助の加算というものを補助金の中では設けていまして、そういった加算の実績から見ましても専門的な支援を受けている入所者の数が増えているといったことで、少しずつ施設の専門性が高まっているような状況ではないかと思われまます。

駆け足で御説明したのですけれども、続いて資料6を御覧いただければと思います。

今のまとめに近いものになるのですけれども、先ほどお話ししました母子生活支援施設の現状については資料6の上半分のところに現状をまとめてございます。

その後、第4期計画以降の国の動きというものを記載しておりますが、第4期の計画策定以降の国の動きとしては、令和4年の児童福祉法改正がありましてこの4月に施行されておりますけれども、児童等に対する家庭及び養育環境の支援の強化というところの視点で改正が行われていまして、児童の居場所づくりですとか親子関係の形成といったような子育て支援事業が法律で新設されているというところが大きな動きでありました。

あとは、参考資料のほうでもお付けしていますので後ほど御覧いただければと思うのですけれども、新たな都道府県社会的養育推進計画策定要領というものが示されておりまして、こちらはひとり親自立支援計画と並行して東京都でも社会的養育推進計画の策定の作業も進めておりますが、この社会的養育推進計画の中で児童福祉法に定める児童福祉施設であります母子生活支援施設を地域の中で、様々な困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として広く活用を促すというようなことが策定要領にも記載をされております。

こういった母子生活支援施設の現状ですとか、いろいろな国の動きなども踏まえまして、「第5期計画策定に向けた課題」というのを下の四角の枠の中に記載しております。

1つ目、2つ目のインケアのさらなる充実ですとか専門性の向上、広域利用の促進というようなところは引き続き行いつつ、地域の子育て支援の資源として多機能化を進めたりですとか、区市町村に対して活用を促していくといったところが第5期計画のところではポイントになるかなと考えております。

駆け足でございますが、御説明は以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから、母子生活支援施設の現状やそれを踏まえた課題について説明がありました。まず、ここで横井委員のほうから御発言をお願いしたくて、資料も用意されていますので、本当に時間がなくてごめんなさい。

○横井委員 これは会議後回収になりますのでよろしくお願いします。

事務局で詳細なものが出ていますので、私のほうはそれを補足するような形で全国のデータと東京都のデータの説明をしたいと思います。

めくっていただいて、施設数は全国で200、東京は32、区部で26、市部で6ということです。

暫定定員は、東京都都内は39%、13施設、暫定なしが61%です。

次のページなのですがすけれども、入所率は東京都内は69%、全国は65%ということです。

入所理由に関しては根拠の年によって若干違いますので、その数字の変化はあると思います。

全国はDVが56.9で57%くらい、東京都内では平成2年度では住宅困窮が1番だったのですがすけれども、最近ではまたDVがトップになっていると思います。

6ページ目、広域管轄別の入所理由としては、管轄ではDVが少ないのですがすけれども、広域入所の場合はほぼDVになっております。

母子家庭になった理由としては、離婚が48、家出、別居が31、離婚15ということです。

8ページ目、母親の年齢は全国では30代が一番多い。次が29歳以下、40代、これは東京もほぼ変わらないと思います。

障害のある母親の人数ですが、年度ごとに増えて42.4%ということで、全国半数弱が何らかの障害を持っています。

10ページ目、どういうふうな内容ですかということでは、身体障害、療育手帳所持とかです。

11ページ目にこの内訳が載っております。

それで、精神科を受診しているのですがすけれども、精神保健福祉手帳はありませんというのが38.2ということで、精神的なもの、DVからくるPDSも含めて様々な障害を持っている方が多いということです。

12ページで、障害のある母親の推移も増えています。

子供は、全国ですが、障害のある子供の人数も全体の26.6%がこういう推移になっております。

14ページ目は内訳になっております。

療育手帳保持とか、発達障害系とか、知的障害とか、そういう子供たちが入っています。

15ページ目は子供の推移で、これは全国ですけれども、右肩上がりが増えていているという形です。

障害のある母子がいる施設も増えています。

17ページ目に全体の人数が挙がっていますけれども、母親と子供と両方何らかの障害を持っている。

18ページ目、利用者からの相談ですが、DVで入所されていたりとか、様々な入所の理由はあるのですけれども、18ページ目、19ページ目を見ますと、相談の中身としては19ページ目で子供のことが一番多い。就労、経済、夫のこと、健康、住宅という内訳になっています。

就労状況も、就労しているのは54%で、雇用形態はやはり非正規が一番多くて80%。

年間収入は22ページ目で、これもやはり100万未満が37.2%ということで非常に低い。

生活保護の受給割合も半数程度あります。生保を受給しながら就労しているというのがあります。

24ページ目、未就労の理由というところでは病気、障害を合わせると40%くらいになるということで、ほぼ病気のため未就労ということなのです。

25ページ目、別居親、いわゆる児童養護とか乳児院に入っている子供がいるというところでは、半分くらいがいますというようなことです。

親子関係再構築支援というものが一つの母子生活支援施設の命題にもなっていますが、世帯数としてこれくらいの数で102、入所時9.7%、入所後5.3%ということなのです。

27ページ目で妊産婦支援ですが、全国でどれくらいやっていますかということなのですが、受け入れているということでは20%くらいです。

ただ、28ページ目で東京の状況なのですけれども、東京の場合は割と受け入れています。行っているが14なので、受入れ形態としては緊急一時保護、施設入所、母子一体型ショートケア、これは東京都の事業なのですけれども、こういう形で入っていますということなのです。

アフターケアと地域支援に関しては全国なのですけれども、アフターケアはほぼ実施していると思います。97%ということで、それに合わせて退所した世帯も含めまして30ページ目、多機能化の内容ということで、子育て応援講座とか母子一体型ショートケア、小学生の放課後居場所事業とか無料の学習塾等、いろんなことを工夫しながらやっているという状態があります。

31ページ目、多機能化の進捗ということでは相談事業と具体的な子供の支援とか学習支援、乳幼児保育、ショートトワイライトというのが少しずつは増えている状況にあります。

32ページ目、要対協の参画状況ですが、全国では7割くらいが要対協に入っていますということなのです。

それから、24ページ目は厚労省が2021年に出した家庭分野で課題だと考えていることと、ということで国が出しているものですが、児童福祉施設から地域に戻る際の支援が手薄、家庭への支援メニューの種類、量が不足している、親子関係の直接支援が少ない等6点挙げていますけれども、上の3点は母子生活支援施設で対応ができる可能性のある項目かなと思って挙げています。

地域に戻る際の支援ということで、一時保護された児童の7割が家庭復帰しているのですけれども、2年後には13.2%が施設入所、または一時保護されているというデータがあります。

一時保護の増加は乳児院とか母子生活支援施設も増えていますが、そういうところでは増えている状況になっています。

それから2番目、家庭への支援メニューの種類というのは国が6点くらい、新規が3点と2点で子育て短期支援事業とかの拡充をしています。

それから36ページ目、親子関係の直接支援が少ないということに関しては、母子生活支援施設で実施できる事業が増えました。先ほどの報告の中にもありましたけれども、妊産婦の支援とか、私たちはミドルステイという表現をしていますけれども、ひとり親家庭等生活支援事業というのも、これは国の事業の拡充なのですが、こういう事業ができています。

それから、全国母子生活支援施設協議会では基本的な考え方で4つの方針、特定妊婦の支援をします、地域支援に取り組みます、親子関係の再構築支援をしますという3本柱を出しております。

次の38ページ目は高機能化、多機能化のいわゆる母子生活支援施設というのは生活支援の基本サービスがあって、本体で親子関係の再構築支援とか、分離の前の入所のアセスメント機能とか、そういうことを持っていければいいのではないかとということと、左側は地域支援です。これは、それぞれの法人とか施設で、地域で必要とされるものを行えばいいのではないかと考えております。

次の39ページの三角形になっているものは、今後求められる施設機能として行政窓口としては制度につなげることとか、キャッチアップしていく。私たち施設としては基礎自治体に設置されていますので、入所からハイリスクからポピュレーションのところまで、それから中間的な親子ショートとか親子支援事業とかミドルステイとか、こういうことの機能を持っていければ今後地域の支援に資するのではないかと考えています。

最後の課題の整理というところでは、第4期のところでは課題を有する母子への支援の役割を担うことと、それから社会資源として活用していくということが命題として書かれていました。

それで、具体的な取組としてこういうことが書かれていましたけれども、ちょっと社会的養育推進計画にも絡む部分とか、国への要請とか、制度の改正がないと難しい部分と、東京都さんに単独で提言する内容ではない部分も含まれていますけれども、少し私たちが

できるところということで6点挙げています。

分離前後のアセスメント機能ということと、私たちの母子生活支援施設のイメージとして、DV施設ではなくて全ての子育て世帯の支援をする施設であるというような紹介の仕方とか、そういうことも発信していかなければいけないかと思っています。それと、妊産婦支援です。

それから、これは国のほうなのですからけれども、児童家庭支援センターでしょうか。東京は子供家庭センターの設置が進んでいますけれども、今後その辺と民間の機関としての児童家庭支援センターの設置ができるといいかなと思っています。

簡単ではありますが、時間がない中、時間を取ってしまいましてすみません。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

多分いろいろ御質問はあると思いますけれども、すみません。もう時間が過ぎておりますので、先を急ぎたいと思います。

御質問がありましたら、また横井委員のほうに個別にいただければと思いますけれども、そのような扱いをさせていただいてよろしいでしょうか。

では、お願いいたします。

それでは、もう一つ最後の課題がありまして、母子生活支援施設のハンドブックのことで少しお話をさせていただきたいということで、事務局からまずお願いいたします。

○岡本課長 資料7につきましては御報告事項になるのですけれども、「母子生活支援施設に係るハンドブックの作成について」ということで御説明いたします。

こちらは、今年度実施する事業として予定しております。今までお話ししたような母子生活支援施設の現状ですとか、現行計画に書いてある内容なども踏まえまして、施設の高機能化、多機能化、あとは関係機関との連携強化というところに着目した資料を作成したいと考えております。

概要というところに(1)(2)と分けて書いてあるのですけれども、内容として主に施設向けにアプローチする内容と、自治体向けにアプローチする内容と2種類考えていまして、施設向けのほうは先進的な多機能化とか高機能化を進めていらっしゃるような先進事例を紹介してノウハウを広めていくためのもので、自治体向けのほうは母子生活支援施設を知っていただく内容にしたいと考えているのですけれども、日頃、福祉事務所ですとか母子生活支援施設とやり取りがある部署は当然どういう施設かというのは御存じだとは思いますが、例えば児童相談所とか子供家庭支援センターとか、そういったところで直接母子生活支援施設の入所に関わらないような都や区市町村の職員の方々をターゲットにして、母子生活支援施設を活用していただくための資料を作成したいと考えております。

今年度中に作成をしまして、東社協の母子福祉部会さんなどとも連携して活用していくことを検討しております。

御説明は以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

利用の促進ということと、当然ですが、施設側のそれを受け止める力が補強されていないといけないわけで、とても大事なところだろうと思いますが、今日横井委員からお話がありましたけれども、DVを原因としている利用の方が少し増えてきているということと、それから秘匿性と公開性ということをどう考えるかということについては、本当はこういった審議会などで議論しなければいけないことではないかと非常に思います。

先ほどお話があったように、当事者団体が今は2つの相談支援の機関ということを持ってくださっている。そして、今の段階はある意味、秘匿性の非常に高い母子生活支援施設という形で東京都の中で展開されている。この施設と、具体的な日々、ひとり親の相談に乗ってくださっている各自治体というものがあって、その自治体と一体どうやって連携を取りながら、一番困っているひとり親の家庭の親と子にサービスをきちんと届けていくのか。

これを、私たちは制度をつくることは当然ですが、それを届けること、このことを総合的にこの計画の中で具体化するための東京都の施策ということを考えていかなければならない。大変難しいところにあるということは思いますけれども、今お話があったようなハンドブックもつくるということで御報告がありました。

具体的にですが、第5期の計画ということで、ここからは少し事務局のほうに今後のお話をいただくということで、計画全体のお話をお願いいたします。

○岡本課長 それでは、資料8を御覧いただければと思います。

資料8に前回の検討委員会で皆様からいただいた御意見の主なものをまとめまして、【今後の方向性】というものを記載しております。

まず、「ひとり親家庭支援施策全体」についてなのですけれども、主に御意見をいただいた内容としては、子供たちの意見を把握して施策に反映させるべきではないかということですとか、子供の貧困についての御意見をいただいております。

子供たちの声については、今後ヒアリングを行うことを予定しております。子供たちの声を都の施策に反映するという事はもちろんなのですけれども、ひとり親家庭の支援というやはり子育て支援とかも含めまして区市町村が実施主体になっている事業も多くありますので、子供たちの声を聞いた内容については関係者間で共有して施策に反映できるような形にしていきたいと考えております。

また、子供の貧困対策については先ほど少し手当の関係でも触れたのですけれども、今年度、1回目で御説明したとおり、東京都では子供・子育て支援総合計画を策定する予定で今、動いております。こちらとの整合性を図りまして、子供・子育て支援総合計画の中でも子供の貧困というものを取り上げておりますので、様々な分野が連携して総合的に進めていくこととしておりますが、そちらの動きとも共有しながら進めたいと考えております。

続きまして、現行の計画の4本の柱として掲げている分野ごとでまとめておりますが、

1番の「相談体制の整備」のところですが、必要な人に情報が届いていないのではないかという御意見ですとか、共同親権の学習についてですとか、自治体内での連携についてというような内容の御意見をいただいております。

今後進めていくに当たっては、こども食堂ですとか学習支援などの拠点というのは様々な区市町村のほうでも実施していただいているところなのですが、そういった拠点を活用していくことですとか、あとは民法改正後の制度に対してはやはり支援者の資質向上が必要ですので、そういった取組を進めていくべきではないか。

あとは、自治体内での連携を進めるための取組の検討などを行う必要があるのではないかと考えております。

次のページを御覧いただきまして「就業支援」についてなのですが、御意見としては子育てが終わってから働き始めても生涯収入は限られてしまうということで、仕事と家庭の両立を進めるためにはロールモデルとかメンターの活用ですとか、そういうものが必要であったり、あとは不安を抱えて働き始めたひとり親の方に寄りそのような伴走型の支援が必要ではないかといったような御意見。さらには、精神疾患ですとか障害を抱えた方の対応といったところが課題ではないかというような御意見をいただいております。

【今後の方向性】として、いかに仕事と家庭の両立を進めるか。それで自立の促進を目指すかといったことですとか、あとは障害分野との就業支援と連携した取組が必要ではないかと考えております。

次に「子育て支援・生活の場の整備」というところでは、先ほどもちょっとお話ししたような学習支援などの拠点から家庭の様子が見えてソーシャルワークにつながられるのではないかというような御意見をいただいております。

また、母子生活支援施設については利用する自治体と施設側の考えという両面の課題があるのではないかというような御意見がありました。母子生活支援施設の両面の課題というところは、先ほどもお話ししたようなハンドブックの話と共通するかと思っております。

最後に経済的支援の部分では、前回の会議でもフードバンクの利用が増えているとか、物価高騰の影響などもあるのではないかというような御意見をいただいております。今年度から児童扶養手当の所得制限が引き上げられたり、多子加算の拡充なども図られているところなのですが、ひとり親特有の課題としてやはり養育費というところもございまして、養育費の安定した取得に関する支援というのも行っていく必要があると考えております。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

○森田委員長 ありがとうございます。

今、第1回の検討委員会を踏まえて今後の方向性を非常に端的にまとめていただきましたけれども、先ほど母子父子の福祉団体の方からお聞きしたお話、あるいは母子生活支援施設の現状、こういったお話なども踏まえまして質問とか、あるいは方向性ですね。本当に短い時間ですが、何かここは絶対今、入れておきたいということがあればぜひいただい

て、そして多分もう少し時間があると思いますので、その後についてはまた事務局にお寄せいただくという形で議論を進めていきたいと思います。

今の段階でこういう提示がされたということについての御意見、あるいは感想とか何かがありましたらどうぞ。

○小阿瀬委員 1点ほど教えていただきたいのですが、先ほど委員長のほうからも団体の方からお話があった父子家庭に対することで、何らかの形で計画のほうに反映させておく必要があるのではないかと直感で感じるところでございまして、もし事務局で方向性など分かれば教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○森田委員長 具体的にここでは母子とか父子とかと書かないで、ひとり親という書き方をしていますよね。それはどういう形でこの中に父子というのをある種、取り出していくかということですね。

○小阿瀬委員 不勉強ですみませんが、さっきの母子生活支援施設でもいろいろあったのですけれども、多分父子特有の課題などもあるかと思っ、多分今後の課題になってくると思うのですが、かなり少ないとか、書く必要性はまだないのかもしれないけれども、何らかの形で触れておく必要があるのかなとちょっと直感で思った次第でございまして、申し訳ございません。

○岡本課長 ありがとうございます。

今、1回目の検討委員会の意見も踏まえてということで、ざっくりとしたものしかまとめておりません、今日の両団体さんからの御意見ですとか、今日委員の皆様からいただいた御意見も踏まえて、次に中間の骨子のまとめをしていきたいと思っておりますが、父子家庭というところの話題は本日も挙がっておりますので、例えば相談体制の中で父子への相談となるのか、子育て支援の中で位置づけるのかということはあると思いますけれども、少しひとり親の中でも父子に特化した支援というところが今回話題に挙がったことを踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○森田委員長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○横井委員 母子じゃなくて父子の必要なサービスというのは、私は学習と入浴と御飯だと思ってるんです。だから、私たちの法人でもショートステイ、トワイライトステイはやっていて、自分のところではトワイライトをやっているのですけれども、具体的にはトワイライトステイの拡充なのか、いわゆる学童保育の拡充なのか、そういうようなものはあってもいいのではないかと思っていて、トワイライトだと月に6回しか使えないのですけれども、御飯と勉強と入浴がありますので、そういうものが使えるといいですよという感じはあります。

それと、委員長のほうで母子生活支援施設が秘匿なのか、公開なのかというようなことでは、基本的には私たちは地域のサービスでやっていますから、電話番号とか、グーグルマップでも全部出てしまっているの、そういう意味合いでは難しいですよ。

それで、私は12年間施設長をしていますけれども、その中で見つかってしまったというのは、自分からそういうふうな足跡を残したりとか、自分で連絡してしまったりとか、それからもう一ケースはさらわれてしまったんですね。それはプロが多分探したというのがあるので、そういう意味合いではこういうふうな世の中で秘匿というのは多分難しいと思うので、そういうところは変えていかなければいけないと思っています。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでいらっしゃいますか。方向性として、こういったことについてはぜひ議論したい、あるいは検討する必要があるのではないかということだと思っておりますけれども。どうぞ。

○泉谷副委員長 ありがとうございます。泉谷です。

今日、多分2団体の方からお話もあったかと思うのですが、どのような形であれ、ひとり親家庭になったときに最初はかなり混乱される、自分のことを話して整理していく時間とか機会が必要なのかなというようなお話があったかと思うので、メンタルサポートみたいなことの必要性というはあるのかなと、ちょっと今日お話を聞きしていて思いました。

メンタルサポートが生活の場のところに入るのか、相談のところに入るのか、どちらにも関わってくるのかなと思うのですが、やはりひとり親の親御さん自身が落ち着かないと、家庭の生活が次のステップには進めないのかなと、最初のところでいろいろお話を聞いてもらったり、心理的なアプローチをしてもらったことがないと、就労のところにもなかなかつながっていかないのかなと思いますので、その辺をまた検討していただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでいらっしゃいますか。

それでは、私のほうからも一言お願いをしたいと思います。私は、地域で様々な子供・子育ての計画づくりとか施策づくりに関わっているわけなのですが、やはり本当に多くの人たちが一般的な子供・子育ての支援事業を活用して、子供と自分自身の生活を組み立てる。そのときに少し不安があったりすると、一般的にですが、先ほど言った保育園だとか、あるいは学童だとか、利用しているところで相談をされていくわけですね。

そういうところが本当に受け止める力があるかどうかということは、すごく大きな社会資源として重要なところだろうと思いますし、この間、私も東社協の保育園だとか、こども園の園長委員長方とお話ししているときに、この方だったらやはり相談したくなるだろうと思うような方だと、どんどん父子家庭のウェイトが上がってくるんだということをおっしゃっていて、そうだろうなということは思います。

そういう意味で言うと、本当にいろいろな支援のところ、川上でできるだけ予防的にそういった課題をストップできるような支援を手厚くすること、これもすごく大事だし、

東京都としては例えば認証だとか、様々な拠点だとかというような事業があるわけなので、そういった事業のところでもむしろマイナスのことにならないようなことも含めて支援型で展開できるようなところをどう補強していくかということと、それから今、母子生活支援施設のほうからあったような具体的な伴走ができるようなことは、どういう形で施設型ならばできるのか、あるいは地域型ならばどう伴走できるのかということですね。

メンターという話もあるわけですが、メンターと言うのは簡単ですが、やはりメンターを育て、メンターを支えていく。これは簡単なことではないわけで、いわゆる就労支援のところでも今メンター的な就労支援を東京都は始めて、この成果がどういうふうになってきているのかなということは、水野委員が今日はいらしてくださっていますので、後でちょっと御発言いただければいいなと思いますけれども、こういったメンターというのは世界中が今すごく注目しているところでもありますし、最初のときに働くというだけではなくて、例えばボランティア活動だとか、そういったことも社会とつながる形で親子たちが孤立しないような力をどういうふうに私たちはチャンスとして提供できるか。これもまたとても大事なことだろうと思います。

それは、多分子供たちのある意味、育ちですよ。次の世代をどう育てていくのかということを考えてときには、あまり急いで働くということではなくて、むしろ子育てのところを丁寧に支えながら具体的には働くということその中に少し時間をかけて入れ込んでいくというのでしょうか。

2人で育てても大変で、今は2人で育児休業を取るという時代に入ってきているときに、1人で全てするというのはやはりすごく大変ですから、そこをどういうふうに質的にも、そして具体的には経済的にも環境を整えていくという点においても、1人で育てるということの大変さを、あまり負荷をかけないような方法というものをもうちょっと何か考えられないかということをお私はとて強く思っております。

ぜひ全体として社会が伴走していくような、そんな仕組みはできないだろうかと、就労関係のメンターの活動、障害のメンターも当然ありますし、それに加えて今ひとり親のところのメンターを育てようとしているわけですが、この辺りはどういうふうになっているか御存じですか。あるいは、また次回のおきでも結構なのですが、ぜひお話しいただきたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

水野さんに振っていいですか。担当になられたばかりのようで申し訳ないのですが。
○水野委員 御指名いただきましたので、簡単に。

ひとり親で非常に生活面や就労に課題を抱える方々に対してどう支援をしていくかという問題は、非常に視野を大きく持った上で、全体をどういうふうデザインすべきなのかは、自治体だけではなくて、国全体でも考えていくべき話なのだろうと思います。

それで、我々労働局のほうとしては就労に特化した支援の機能を持っているところではございますけれども、色々な方に対して、我々ハローワーク、各種窓口や出張相談で各自自治体さんの窓口などもお借りしながら支援をやらせていただいています。その中で出会う

方々には、こういうひとり親の方も当然いらっしゃるわけで、ニーズも様々です。抱える課題も様々です。ハローワークとしては就職がまず一つの区切りにはなるわけですけれども、その後にやはり安定して働いていていただくということは非常に重要だと考えていますし、我々もそういった定着支援ということは事業主さんからのニーズも高いので進めているところです。

ですから、このメンターというところ、長期的なスパンで精神面での支援というのは我々ではできないのかもしれませんが、ハローワークでそういった機能を持っているところへのつながりができるよう、我々も自治体のサービスを勉強しなければいけないと思っていますし、ハローワークがどこまでできるのかということは自治体さんにも認識していただかなければいけないのだろうと思っています。引き続き連携のことに関しては計画の中で我々労働局もプレイヤーとしてきちんと参画していきたいと思っています。メンターの話からはちょっとずれるのですが、そういうふうを考えております。よろしく願いいたします。

○森田委員長 ありがとうございます。

何か頼もしい、やっと4期のところで連携ができてきたので、もう一つありますよね。どうぞ。

○石島委員 私は東京都産業労働局ですが、今、東京労働局さんからお話しいただいたところではあるのですが、産業労働局のほうでは東京しごとセンターでちょうど今年度からなのですけれども、スタートアップ企業との協働で就職活動をされている女性の方向けにメンター相談というものを始めました。

メンターの方を育てるのは難しいというお話もありましたけれども、今回私どものほうで実施している事業としてはスタートアップ企業のほうでメンター相談というのはもともとやっていた企業がございまして、そことタイアップすることで就職活動をされている女性の方に、具体的にメンターというのはいろいろな属性の方がいるのですけれども、簡単に言うとちょっと先行く先輩というか、子育てしながら仕事をされている方とか、そういった方の就職活動であったり、働きながら子育てしていくということに対する相談を身近な相談相手として御用意させていただいています。

それと併せて、しごとセンターでキャリアカウンセラーというものも御用意しておりますので、いわゆる就職に向けた伴走支援というのはキャリアカウンセラーも行うのですが、より身近な相談相手として、そういったメンター的なちょっと先行く先輩みたいな形の相談相手も御用意させていただいて、併せて伴走型で就労支援を行っているという状況になっております。

○森田委員長 ありがとうございます。

ほかに、ちょうど今、東京都のほかの部署から来ていただいてということですが、今回の5期の提案というところで何かここはうちの部署で推しですよというようなことがあったらぜひ御発言いただけると、それをつないでいくというのは計画の中ですごく大事だと

思うんです。それで、4期のときに多くの部署から来ていただいて、そしてここで議論しましょうという話になったので、5期はもっとさらにそれを進化させるような計画になっていくといいなと思いますので、ぜひいかがでしょうか。

ほかの部署から御発言がありそうですね。どうぞ。

○畑中委員 同じ福祉局の生活福祉部の所管になりますが、私どものところでは困窮とか、あとは今日のしんぐるまざあずさんのほうでもありましたが、フードパントリーの関係とか所管しています。こちらについては、物価高騰が続く間は何らかの支援をしていくことになると思いますので、当然この5期の中でも何らか盛り込めればとは思っております。

また、児童扶養手当の改正に伴って、マル親、医療費助成のほうについても所得制限の部分を年間20万引き上げる方向で改正する予定になっていますので、そういったところも場合によっては盛り込めたりするのかなとは思います。

○森田委員長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○瀬川委員 私自身がひとり親施策の担当でありますので、この段階でどう発言するかというところはありますけれども、先ほど事務局からちょっとお話ししましたが、資料8にありますように、これまでひとり親施策については4本柱ということで総合的な対策を打ってきました。状況によって変わる部分についてキャッチアップしなければいけないということは当然と思います。

団体さんからお話しいただいた点についてどう対応するかというのはこれから考えていきたいと思っておりますし、母子生活支援施設についていろいろ課題もありながら可能性も秘めているという御提言もいただいたので、これをどうつなげていくか。区市町村の皆様もそうですし、支援団体の皆様とも連携することでどう相乗効果を生み出していくかということも課題と思っております。

都としての施策について、より充実していくために何ができるのか。これから予算要求過程にも入ってきますので、そういった検討も同時にやっていきながら御相談していきたいと思っています。

以上です。

○森田委員長 ありがとうございました。

先ほども横井委員のほうから、一方で秘匿性ということと、やはり情報をどう届けていくか。これは両方ともすごく大事な課題で、そこを実現するには多分建物の構造改築みたいなものとか、かなり今やできることはあるわけですね。そういうところに例えば何か補助金がちゃんと出てくるとか、そういうふうなことをすれば秘匿性と公開みたいなものが出てくるわけですし、相談も例えば人がきちんと配置できれば、相談ということがつなぎ役として、先ほども自治体に出向いて本来ならば同伴したい。しかし、その人手がなかったり、あるいはその権限みたいなものがなかなか付与されていないというようなことがあるとできないということもありました。

いずれにしても、当事者たちが今どういう状態にあつて、そこにどういうものが足りないのか。人が足りないのか、場所が悪いのか、あるいは情報の届け方みたいなものが悪いのか、人の関わり方が悪いのか。そういったこともやはりきちんと私たちはキャッチしながらこの計画に盛り込んでいかないと、なかなか価値が上がっていかない。

つまり、ひとり親がこれから減っていくことはあまり考えられないわけで、一人一人の生活を大事にしていくときにどんな支援というものを社会的に行えるのかということがやはりきちんと議論されていかないといけないだろうと思うわけです。

そういう意味で、実は来月に入ると子供たちと一緒に議論ができるという大変楽しい、そして何かわくわくしながらびくびくしているというような日が待っているわけですが、私も全国に行つてたくさんの大学生に会つたときに、実は幼児期に母子生活支援施設で暮らしていたんだとか、そういうような人たちにいっぱい会つてきたんですね。そこで何が行われたかということが、やはりその人たちの生活自体、あるいはキャリア形成のところに大きく影響を与えていくので、そのところを私たちは丁寧に見ていかないといけない。

日常生活というのはまさにそのところにあるわけなので、具体的に本当に必要とされているものが必要とされている形で提供できているのか。そして、それが提供できないとしたら何がそこでハードルになっているのかということは、やはりもっときちんと私たちが検証していかないといけないことなのかなと思つております。

そういうことで、私の話は本当に短いのですが、終わりにさせていただいて、5期の計画ということについては今後このような形で進めさせていただくということでいろいろな団体もそうですし、それからいろいろな部局もそうだと思うのですが、ぜひ情報を集めていただいて、できるだけ分かりやすく、しかも構造的になっていくような計画ということをお願いしたいと思つておりますので、どうぞ御協力をお願いしたいと思います。

そこで、今後のスケジュールについてお願いしたいと思います。

○岡本課長 委員の皆様、本日はお忙しい中、長時間にわたりましてありがとうございます。

また、母子父子福祉団体の皆様からは貴重なお話をお伺いできました。どうもありがとうございます。

今回、第2回を終了いたしまして、第3回の検討委員会については10月の中旬頃で、第4回目を12月の中旬頃と予定しております。本検討委員会終了後に2回分合わせて日程調整表をお送りさせていただきますので、また日程調整の御協力をお願いできればと思います。

次回、第3回では計画の骨子案を御議論いただく予定です。御多忙中とは存じますが、御出席いただきますようお願いいたします。

先ほど森田委員長からもお話があつたとおり、前回の委員会でお諮りしましたひとり親家庭で育つた子供へのヒアリングというのを森田委員長と泉谷副委員長に御協力いただいて、祝日なのですけれども、9月16日に実施をする予定でございます。このヒアリングの

状況につきましても次回の検討委員会で御報告させていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務連絡なのですが、机上に配付した資料についてはお持ち帰りいただいても結構ですし、残していただきましたら後日郵送いたします。

横井委員から御提供いただいた資料については一旦回収させていただきまして、事務局で内容整理した上で皆様に別の形で御提供できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○森田委員長 それでは、本日の検討委員会はこれで終わりにしたいと思います。

皆様、本当にありがとうございました。

午後0時17分閉会